

福井原発訴訟支える会ニュース

2014年7月12日
発行 支える会
連絡先 吉原稔法律事務所
Tel 077-510-5262

7月8日 本訴の第2回口頭弁論

原告 福井地裁判決をふまえた主張を追加 関西電力 「争う」「認める」というだけで具体的主張の展開をせず

昨年12月24日に提訴した11基の福井原発再稼働の差し止めを求めた裁判の第2回口頭弁論が、7月8日（火）、大津地裁で行われました。前回4月15日に続き、法廷に入りきれない人たちがおり、口頭弁論終了後、弁護士会館で報告集会を行いました。

原告側は、5月21日の福井地裁判決をふまえた主張を追加した準備書面(1)を提出。法廷では、原告代理人の高橋陽一弁護士が、その内容についてパワーポイントで説明しました。

被告側は、訴状に対する認否を行った準備書面(1)と原告の求釈明に対して回答した準備書面(2)を提出しました。

また、以下のようなやりとりを経て、次回期日は9月16日（火）10:00からと決まりました。

法廷でのやりとり

法廷では、原告、被告の主張について次のようなやりとりが行われました。

裁判長

被告の準備書面(1)は、ざっくりと「争う」「認める」としか言っていない。このやり方では原告に立証がのしかかる。被告がひとつずつ主張してほしい。PTS評価といわれても裁判所はわからない。データがだせないのなら、原告の主張はこれこれといった主張ができないのか？



被告代理人

PTS評価については、理解を深める努力をする。

原告代理人井戸弁護士

被告が主張しないと争点が絞られない。たとえば、被告準備書面(1)に基準地震動についての主張があるが、これを超えることがあるという我々の主張にたいしてどうなのかという基本的な主張が行われていない。

裁判長

次回の期日はいつ頃になるか。どれくらい時間がいるか。

被告代理人

準備に3ヶ月はほしい。

井戸弁護士

各地で裁判が行われているのでそんなに時間がかかるはずはない。

(主張しないのなら、結審して判決を行え、の声)

裁判長

整理ができるところから主張していくということでやってほしい。

福井地裁判決を踏まえた原告側追加主張の要点

- ① 生存権を基礎とする人格権は憲法上の権利であり、最高の価値をもつ。
- ② 人格権の根幹部分に対する具体的侵害のおそれがあるときは、その侵害の理由、根拠、侵害者の過失の有無や差止めによって受ける不利益の大きさを問うことなく、人格権そのものに基づいて侵害行為の差止めを請求できる。
- ③ 原発事故により人格権がきわめて広範に奪われる事態を招く可能性がある。
- ④ 原子力発電技術の危険性の本質及びそのもたらす被害の大きさは、福島原発事故を通じて十分に明らかになった。
- ⑤ 1260 ガルを超える地震がくると関電も自認しているとおりメルトダウンに結びつくが、1260 ガルを超える地震が来ないという科学的根拠に基づく想定は不可能。むしろ 1260 ガルを超える地震が到来する危険がある。基準地震動を超える地震が大飯原発に到来しないというのは根拠のない楽観的見通しにしかすぎない。
- ⑥ 基準地震動に満たない地震によっても冷却機能喪失による重大な事故が生じ得る現実的で切迫した危険がある。
- ⑦ 原告らのうち、大飯原発から 250 キロメートル圏内に居住する者は、原発の運転によって直接的にその人格権が侵害される具体的な危険があると認められる。
- ⑧ 原告らの人格権が憲法上の根源的な権利であって、被告の経済活動の自由よりも優先される。過酷事故を招く具体的な危険性が「万が一でもあれば」その差止めが認められる。本件訴訟においても、上記判断基準により審理されるべき。
- ⑨ 福井地裁判決は「司法の矜持を示した」といえる。原子炉規制法が専門技術的判断を尊重することを予定しているとしても、その趣旨とは関係なく、司法審査がなされるべき。御庁には、是非、これに続く明解な判断をして頂きたい。

弁護士会館での報告集会 裁判で主張を展開しないのは不利な場合の常套手段

井戸弁護団長の報告

法廷でもやりとりがありましたが、関電からだされた準備書面(1)は、積極的な主張は皆無でした。準備書面(2)は当方の求釈明に対する回答を行ってきたものです。

当方は、準備書面(1)を提出し、このなかで福井地裁判決を踏まえた追加の主張を行いました。

関電側は、各地で裁判が行われていますが、どこでも積極的な主張をしないという判断のようです。このような関電の対応に

対して福井地裁では裁判長が声を荒げるといった場面もあったと聞いています。

相手が主張しなくてもこちらは積極的に主張する。向こうが対応しなければ判決を求めます。

次回は地震関連の準備書面を提出する予定です。多数の人がこの裁判に注目しているということを裁判所に示すためにも引き続き多くの方の参加をお願いします。

なお、口頭弁論後の進行協議で次々回は11月25日(火)に決まりました。

参加者からの質問に対して

Q. 危険性の立証責任が原告側にあるのか？

井戸弁護団長

従来の多くの判断では、立証責任は原則として原告側にあるとされてきました。しかし、この種の裁判では、立証のための証拠のほとんどは被告側にあり、被告に安全性の立証を求めている例が多い。では、被告が何を立証しているのかということですが、安全基準に合格しているということを立てればよいということになっています。これは被告にとって簡単なことなのです。

福井地裁判決は原告立証責任という立場をとっています。ただ、「万が一の具体的な危険」を立てればよいということで、立証責任のレベルを下げていけると言えます。それは、裁判長が、あの福島の大惨事を見たからだと思います。

吉川弁護士の補足

井戸弁護団長は、立証のレベルを下げたといわれましたが、これは人格権に基づく差し止め請求であり、資料はすべて被告側にあるわけです。だから、原告が「危険が

あり得る」ことを立証すればよいという本来あるべき姿に立ったということではないかと思います。

それから、裁判において主張を展開しないというのは、不利な場合に用いる常套手段です。たとえば、離婚訴訟の場合でも、不利な場合「婚姻の事実関係は認める」と勝ち負けに関係のないことは認め、その余は争う、不知、など積極的に主張しないのです。関電も、今、そうした不利な立場に置かれていると言えます。

報告集会が始まる前の参加者発言

自分は5月21日の福井地裁判決の傍聴に行った。中には入れなかったけれど、「司法は生きていた」という垂れ幕を見て泣けた。一方、関電側は出席しておらず、被告不在で判決がだされた。関電は裁判をなめている。3.11以降状況が変わっており、滋賀でもいけると思う。運動が大事だ。

また、樋口裁判長を励ます手紙などの取り組みも必要だ。(長浜市男性)

仮処分申請の取り扱い変更について 再稼働に向けて審査中のものに焦点をあてて早期判断を求める

辻原告団長からの説明

仮処分申請の対象については、次ページの表に示すとおりですが、仮処分については早期判断を求めて行ったものです。しかし、大津地裁の長谷部前裁判長の引き延ばしにより、判断が行われなまま、推移してきています。裁判長の指揮がひどいため、裁判長の忌避申し立ても行いましたが、却下されました。その裁判長は4月の人事異動によりいなくなっています。仮処分にし

ては時間がかかりすぎており、このままでは、たとえば美浜1.3号機のように当面再稼働の可能性のないものについては却下されるおそれがあります。本訴の結果がでる前に却下という事態を避けるべきという判断もあり、現在再稼働審査中のものに焦点をあてて早期判断を求めていきたいと考えております。このため、仮処分の原告になっていただいている方すべてに対して了解をもとめる手続きを行っています。

高浜 3 号機の仮処分の申立人を募集

なお、高浜 3 号機は再稼働審査が行われていますが、仮処分申請の対象になっていません。このため、新規に申立人を募集します。これまでの仮処分については、費用負担をお願いしていませんでしたが、本訴については、一人 15,000 円の負担をお願いしており、支える会の会計も逼迫している状況でもありますので一人 2,000 円の印紙代の負担をあわせてお願いしています。

参加者からの意見

本訴については、原告の追加はもうできないので、支える会の会員を拡大していくということだったが、どうなっているのか。裁判をバックアップしていくためにも力をいれるべきだ。

事務局回答

十分取り組めていないのが実態。
裁判が定期的に行われるので、ここへの参加を募りながら支える会の強化を図っていきたい。

【参考】仮処分申し立ての取り扱い案一覧表

申し立て日	申立の相手	対象原発	提案	提案の理由
2011年8月2日	関西電力	美浜1号機	取り下げ	再稼働の審査申請が行われておらず、当面は再稼働の可能性がほとんどないこと
		美浜3号機	取り下げ	再稼働の審査申請が行われておらず、当面は再稼働の可能性がほとんどないこと
		高浜1号機	取り下げ	再稼働の審査申請が行われておらず、当面は再稼働の可能性がほとんどないこと
		高浜4号機	早期の決定を求める	再稼働審査中
		大飯1号機	取り下げ	再稼働の審査申請が行われておらず、当面は再稼働の可能性がほとんどないこと
		大飯3号機	早期の決定を求める	再稼働審査中
		大飯4号機	早期の決定を求める	再稼働審査中
新規申し立て	関西電力	高浜3号機	早期の決定をもとめる	再稼働審査中であるが、現在の仮処分申請の対象になっていないこと
2011年11月8日	日本原電	敦賀1号機	取り下げ	再稼働の審査申請が行われておらず、当面は再稼働の可能性がほとんどないこと
		敦賀2号機	取り下げ	再稼働の審査申請が行われておらず、当面は再稼働の可能性がほとんどないこと

次回の裁判は9月16日(火)10:00から

場所は大阪地裁1号法廷。多数のご参加を！

※地震の問題に焦点をあてた準備書面を提出予定。

※法廷に入りきれないことも想定されます。

※11:00頃から滋賀弁護士会館4階大会議室で報告集会を行います。

次々回の裁判は 11 月 25 日(火)10:00から

「支える会」の拡大にご協力を

～入会申し込みはホームページで～

<http://www.nonukesshiga.jp/join>

